# 富山県ツキノワグマ管理計画(第4期、一部変更)の概要

### 1 計画策定の目的

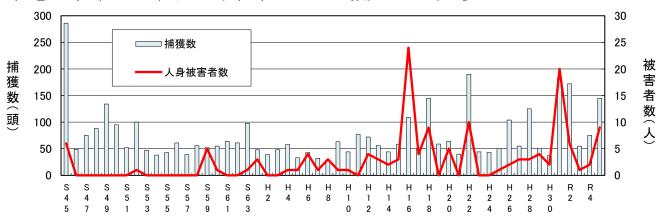
本県のツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、もって「人とツキノワグマの緊張状態のある共存関係」を構築する。

- 3 計画の区域 富山県全域

## 4 現 状

県内の個体数は、富山県が令和元年度に実施したカメラトラップ法(階層ベイズモデル)による調査により、約1,460頭と推定された。

昭和 45 年から令和 5 年度までの捕獲数は、年平均 76 頭(有害捕獲 56 頭、狩猟 20 頭)となっている。同期間内の人身被害者数は 146 人であり、年平均被害者数の傾向としては、30 年前 ( $H6\sim H15$ ) は 2. 2 人/年だったが、20 年前 ( $H16\sim H25$ ) から 5. 3 人/年に増加し、直近 10 年 ( $H26\sim R5$ ) は 5. 2 人/年とほとんど減少していない。



#### 5 管理の目標

#### (1)計画の目標

地域個体群を安定的に維持しつつ、人身被害の防止や農林業被害の軽減を図り、人と ツキノワグマの緊張状態のある共存関係を構築する。

### (2)目標を達成するための施策

①人身被害防止のための体制整備

ツキノワグマの人里への出没による人身被害の防止のために、出没を早期に予測できるように努め、その状況に応じて対策を講ずるための体制を整備する。

#### ②警報の発令

目撃・痕跡情報の急激な増加や行動域調査の結果などから、大量出没の発生のおそれがある場合や、山際とそれに続く平野部・市街地等(ゾーン2及び3)で人身被害が発生した場合は、「出没警報」を発令する。奥山(ゾーン1)については、人身被害が甚大であった場合等には、「出没警報」を発令する。

③野生鳥獣共生管理員等による各種調査、普及啓発

野生鳥獣対策推進員及び野生鳥獣共生管理員によるツキノワグマに関する各種調査を推進するとともに、県民に対する各種相談や普及啓発を実施する。

### ④地域区分ごとの各種基準の設定

ツキノワグマの生息状況、自然環境及び人間活動を考慮しながら、ツキノワグマの 主たる生息地や人間活動の主たる地域など地域区分の設定(ゾーニング)を行い、区 分毎に施策の基準を設定する。

	生息保護地域	保護調整地域	被害防止地域
	(ゾーン1)	(ゾーン2)	(ゾーン3)
地	人間活動がほとんどなく、	人間活動が行われ、ツキノ	人間活動が活発で、ツキノ
域	クマが生息する地域。	ワグマも生息している地	ワグマが本来生息していな
区	自然林が多く残っているな	域。	い地域。
分	どツキノワグマの主要な生	落葉広葉樹二次林や人工林	集落や集落周辺地域の耕作
	息地として適した地域とす	及び里山地域などが該当す	地などが該当する。
	る。	る。	
被	入山者への注意喚起、情報	周辺住民への注意喚起、情	周辺住民への注意喚起、情
害	提供	報提供、柿などの誘引物除	報提供、柿などの誘引物除
		去・管理	去・管理、電気柵設置によ
除		森林所有者への林業被害防	る侵入防止対策、緊急時対
际		除のための指導、情報提供	応の徹底
生	食料となる堅果類や液果類	緩衝帯造成等計画的に森林	被害防止を最優先すること
息	が結実する樹木等が生育す	整備を行うことで、ゾーン	とし、ツキノワグマの隠れ
環		3 (被害防止地域)へのツ	
境	持・質的向上等に努める。	キノワグマの出没を抑制す	川敷などの下草刈の徹底に
管	また、カシノナガキクイム	る。	より、ツキノワグマが出没
理	シの被害跡地にブナ、ミズ		しにくい環境づくりに積極
7	ナラ等を育成する。		的に取組む。
個	「個体数調整」は行わな		「個体数調整」を中心に行
体	۷ ۱°	が、必要に応じて「個体数	うが、場合によっては「移
数		調整」を行う。	動放獣」を行う。
管	「狩猟」は持続可能な範囲	「狩猟」は持続可能な範囲	「狩猟」が可能か箇所であ
理	で実施できる。	で実施できる。	れば実施できる。
			7 016 20 20 0

### 6 個体数管理

個体数の管理は、始期を4月1日、終期を年度末の3月31日とした年間捕獲上限数を 設定する。

県内の個体数	捕獲上限数	備考
1,460 頭	175 頭	県内個体数×12%

ただし、推定個体数には不確実な部分があるため、上限数である 175 頭については、急激な 捕獲数の増加を防止するため、5カ年の間で段階的に引き上げていく。

年 度	R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R7年度	R8年度
年間捕獲上限数	158 頭	162 頭	166 頭	170 頭	175 頭

年間捕獲上限数は、「狩猟」、「個体数調整(有害捕獲及び数の調整捕獲)」を含む上限の捕獲数である。数の調整捕獲については、堅果類の豊凶調査結果や夏期までの捕獲数から、当年度の捕獲数が年間捕獲上限数を大幅に下回る可能性が高い場合、出没が多い地域周辺の里山(ゾーン2)を中心に検討する。

### 7 指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施

被害防除、生息環境管理、個体数管理、調査研究等を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業等を実施する。

## 8 計画の実施体制

管理の目的を達成するため、地域住民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO法人等の民間団体の密接な連携のもとに、「被害防除」、「生息環境管理」、「個体数管理」の各施策の実施に取り組んでいくものとする。